

# 現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いについて

(令和5年1月1日改正)

## 1 現場代理人の常駐義務について

工事請負契約約款第10条の規定により配置される現場代理人に対しては、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中（工期内に目的物の引渡し完了した場合はそれまでの間）において工事現場への常駐を義務づけています。ここで言う「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、以下に示す要件を満たす場合は、約款第10条で規定する、「現場代理人について工事現場における常駐を要しない」とし、工事現場の常駐を不要とし、又は「現場代理人について当該工事以外の他工事と兼任する」ことを認めることとしています。

## 2 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について

当分の間、受注者から兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する工事であり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。ただし、四国中央市以外の工事と兼任する場合は、四国中央市以外の工事の発注者も現場代理人の兼任を認めている必要があります。

なお、下記に掲げる要件は、同時に適用することはできません。

### (1) 以下に掲げる要件を全て満たす工事

- ①兼任するそれぞれの工事の請負金額が**4,000万円**（建築一式工事にあつては**8,000万円**）未満であること（変更契約を行い、請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。）
- ② 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して**3件以内**であること（ただし、四国中央市工事以外の工事と兼任する場合は**2件まで**）
- ③兼任する工事の全ての現場が四国中央市内であること。
- ④発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- ⑤現場代理人は、当該工事の開札日の前日以前から受注者と直接的な雇用関係にあること。
- ⑥入札公告、特記仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨の表記がないこと。

### (2) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす工事、以下に掲げる要件を全て満たす工事

- ① 1つ以上の工事の当初又は変更後の請負金額が**4,000万円**（建築一式工事にあつては**8,000万円**）以上であること
- ② 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して**2件まで**であること
- ③ 兼任する工事の現場間が**10km以内**であること
- ④ 低入札調査の対象となる工事において、低入札価格調査が実施された工事でないこと

### 3 現場代理人の兼任の事務手続きについて

- ①業者の方は、現場代理人の兼任を希望する場合は、被兼任工事の発注者と事前に現場代理人が兼任することについて、兼任の内諾又は承認を得る。
- ②兼任工事の契約を締結する際に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」の「他の公共工事等の受注状況」欄に、本工事の配置予定現場代理人が現在従事している工事を記載して契約検査課へ提出する。
- ③契約検査課は、当該記載により兼任の申出があつたものとし、工事内容等により兼任が認められるかを、被兼任工事及び兼任工事の監督員に確認したうえで緩和要件を満たしている場合は、当該通知を受理します。（工事内容によっては、双方の監督員同士で確認することもあります。）
- ④契約検査課は受理した場合、写を兼任工事の監督員へ送付する。  
（当該通知書の原本は、後日、契約検査課から契約書類一式と送付するので、事業担当課で契約書とともに保管する。）
- ⑤業者の方は、兼任が認められたときは、被兼任工事が四国中央市の場合は当該通知の写しを被兼任工事の監督員に提出し、被兼任工事が四国中央市以外の場合は被兼任工事の発注者の指示に従い、現場代理人を兼任することとなつた旨の届を行う。

※ 工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があつた場合についても、同様の手続きが必要です。また、新たに四国中央市以外の工事と現場代理人を兼任することとなつた場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：四国中央市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を四国中央市工事の監督員に提出してください。（書類の提出を受けた市工事の監督員は、その書類の写1部を契約検査課へ送付する。）

### 4 適用時期等

- ・本取扱通知以降に公告又は指名通知する工事を全て対象とし、当分の間、適用することとする。
- ・終期については、改めて通知する。

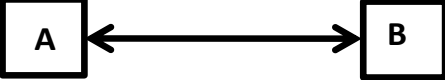
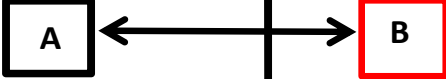
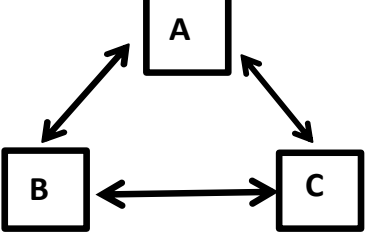
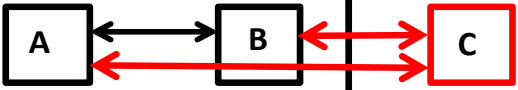
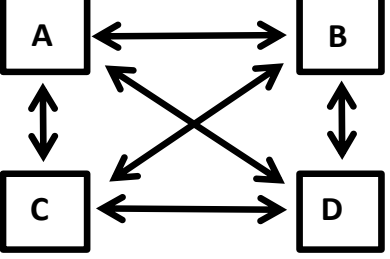
### 5 本取扱通知以前に配置されている現場代理人の兼任について

取扱通知以前に請負契約した工事に配置されている現場代理人と、通知以降に公告する工事の現場代理人との兼任についても、本取扱通知の要件を満たし、発注者が兼任を可とする場合は認めるものとする。

## 6 現場代理人が兼任する工事における注意事項

- (1) 兼任配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮すること。
- (2) 兼任配置とした工事において、次の各号に該当する場合は、兼任配置の解除を命じることができるものとします。この場合、受注者は専任することができる別の現場代理人を速やかに配置することとし、配置できない場合は、四国中央市工事請負契約約款第47条第1項第4号の規定による契約の解除を行うものとします。
  - ① 作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断したとき。
  - ② 特別の理由なく、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

現場代理人  
緩和要件2の(1)を適用する場合

四国中央市内	市外	現場代理人 兼任の可否
		○
		✕ [ 市内の条件を満たさない ]
		○
		✕ [ 市内の条件を満たさない(AとBは可) ]
		✕ [ 四国中央市工事が兼任できるのは3件まで ]

現場代理人

緩和要件2の(2)を適用する場合

主任技術者の兼任が認められる工事

主・主任技術者を  
配置する工事  
監・監理技術者を  
配置する工事  
請負金額



- 2件とも下請け金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 1件は4,000万円未満

現場代理人  
兼任の可否



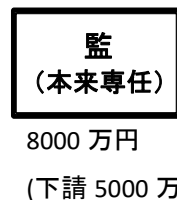
主任技術者の兼任が認められる工事



- 2件とも下請け金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件とも4,000万円以上



主任技術者の兼任が認められない工事

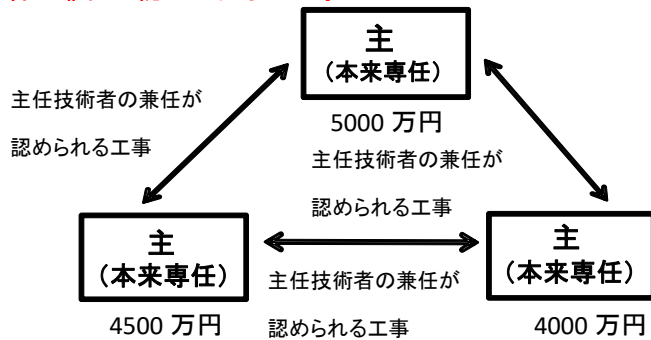


- 一方の下請額が4,500万円以上で監理技術者を配置する必要がある工事

専任の監理  
技術者には  
適用しない



主任技術者の兼任が認められない工事

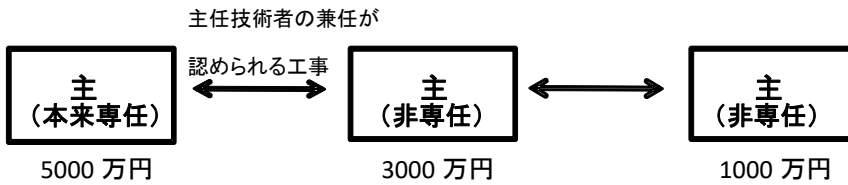


- 3件とも下請金額が4,500万円未満で主任技術者が配置できる工事
- 2件の工事間ではそれぞれ主任技術者の兼任が可

(2)の要件で  
兼務できるの  
は2件まで



(1)と(2)の要件の重複適用



この2件の間では、(2)の要件により  
現場代理人の兼任可

この2件の間では、(1)の要件により  
現場代理人の兼任可

(1)と(2)の要  
件は重複適用  
不可

